

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社では、上場会社の企業活動の目的は、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築し、経営の効率性・競争力の発展を重視したうえで、長期持続的な成長を通じ、株主にとっての企業価値の最大化を図ることと認識しております。経営を動機付けし、監視する仕組みは、競争力および企業価値を長期安定的に高めていくための基本的な要素の一つと認識しております。したがって、企業活動を律する枠組みとしてコーポレート・ガバナンスの強化・充実に経営の重要課題として認識しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新** 10%以上20%未満

#### 【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社博報堂DYメディアパートナーズ	23,269,500	43.54
株式会社博報堂	4,500,000	8.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,127,700	2.11
株式会社東急エージェンシー	1,000,000	1.87
MSCO CUSTOMER SECURITIES	783,900	1.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	769,600	1.44
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	635,294	1.18
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	480,000	0.89
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENTACCTS M ILM FE	429,900	0.80
楽天証券株式会社	326,300	0.61

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

株式会社博報堂DYホールディングス(上場:東京)(コード)2433

補足説明 **更新**

大株主の状況は、2016年3月31日現在の状況であります。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社である株式会社博報堂DYホールディングス(議決権の所有割合57.2%)、ならびにその関係会社と広告枠の売買等の取引を行っておりますが、これらの取引条件は、独立当事者間取引を前提に、市場価値等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は親会社を有しておりますが、当社の経営判断はすべて当社の意思決定手続きに基づいて行っており、親会社等の承認を要する事項など、事業上の制約はありません。

また、当社の子会社のうち、株式会社アイレップとユナイテッド株式会社はそれぞれ上場しています。当社は、各社と緊密な連携を保ちつつ、事業活動については独立性を尊重しております。

## // 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
西村 行功	他の会社の出身者													
渡部 恒弘	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西村 行功	○	—	企業コンサルティングにおける長年の経験と幅広い知見を有しており、社外取締役として適任と判断しております。 東京証券取引所が定める独立性の基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定いたしました。
渡部 恒弘	○	—	金融機関における長年の経験と財務および経営管理に関する幅広い知見を有しており、社外取締役として適任と判断しております。 東京証券取引所が定める独立性の基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数 <span style="background-color: yellow;">更新</span>	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 会計監査人との連携状況

四半期毎に相互の連絡会を実施し、監査方針・計画および監査実施状況の共有化を図るとともに、年度決算時には会計監査人より監査結果の報告を受けております。

2. 内部監査部門との連携状況

内部監査室は、監査計画書および監査報告書を代表取締役と監査役会に提出しております。四半期に1度以上、常勤監査役と内部監査室の連絡会を実施しております。また、必要に応じ監査役会に出席し、内部監査と監査役監査との連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
水上 洋	弁護士													
森嶋 士郎	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水上 洋	○	—	企業法務分野に精通した弁護士として豊富な知識と経験を有しており、社外監査役として適任と判断しております。 東京証券取引所が定める独立性の基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定いたしました。
森嶋 士郎		—	広告ビジネスの実務における幅広い経験・知見等を有しており、社外監査役として適任と判断しております。

【独立役員関係】

--

独立役員の数 <b>更新</b>	3名
------------------	----

#### その他独立役員に関する事項

独立役員を資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

#### 該当項目に関する補足説明

連結業績および株価への貢献意識を高めるために、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

#### 該当項目に関する補足説明

連結業績に対する直接的貢献が大きいと考えられるため、社内取締役と従業員を付与対象者としております。

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

#### 該当項目に関する補足説明 **更新**

事業報告書および有価証券報告書に、取締役の報酬等の総額をそれぞれ開示しております。2015年4月1日から2016年3月31日までの事業年度における取締役の報酬等は以下の通りであります。

1. 取締役に支払った報酬等  
・取締役 7名 252,597千円
2. 使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額  
・使用人分給与 18,166千円  
・使用人分賞与 8,360千円

(注) 取締役に対する報酬等の額には、賞与およびストックオプションによる報酬額を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度は、継続的な企業価値の向上と当社グループの業績向上へのインセンティブとして機能することを基本方針として設計しております。また、報酬等の水準につきましては、当社役員の役割と責任に見合った水準を設定することとしております。

取締役の報酬等につきましては、「基本報酬」、「業績連動型賞与」および「ストックオプション」によって構成しております。「基本報酬」につきましては、担当業務の広さ、能力、責任の重さなどを考慮した上で決定しております。「業績連動賞与」につきましては、利益水準および各種経営指標の達成度等を総合的に勘案の上、決定しております。「ストックオプション」につきましては、中期的な業績向上へのインセンティブとしての「税制適格型ストックオプション」および長期的な業績向上へのインセンティブとしての「株式報酬型ストックオプション」を役員・職務および中期的貢献への期待度等を勘案し、決定しております。なお、かかる方針につきましては、取締役会において決定しております。当社においては、年功報酬的な意味合いの強い役員退職慰労金につきましては、2009年2月開催の定時株主総会終結の時をもって廃止しております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、戦略統括本部社長室にスタッフを配置しサポートする体制を整えております。取締役会および監査役会の議案について事前の理解が必要と判断される場合は、資料送付や事前説明を行っております。

#### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は「取締役会」「監査役会」「監査役」等の会社法で定められている機関に加え、業務執行上の機動的な意思決定を図る「経営戦略会議」を設置しております。また、経営と業務執行の分離および権限と責任の明確化を図るため、執行役員制度を採用しております。

1. 取締役会  
取締役会は社外取締役2名(独立役員として指定)を含む11名で構成され、毎月1回の定例取締役会および臨時取締役会を開催しております。取

締役会では、経営戦略会議での議論を踏まえ、経営環境の分析、将来予測、投資案件の費用対効果等について十分な議論をした上で、経営の意思決定および取締役相互の監督を行っております。

## 2. 監査役、監査役会

監査役会は社外監査役2名(うち1名を独立役員として指定)を含む4名で構成され、定期的に監査役会を開催しております。監査役は取締役会へ出席し、さらに常勤監査役は経営戦略会議、月次グループ社長会議等の重要な会議体へ出席し、監査の実効性を高めております。また監査役・会計監査人・内部監査室の三者の監査の実効性と効率性の向上を図るため、四半期毎に相互の連絡会を実施し、監査方針・計画および監査実施状況の共有化を図るとともに、年度決算時には会計監査人より監査結果の報告を受けております。

## 3. 経営戦略会議

経営戦略会議は代表取締役、常勤取締役および執行役員を中心とした業務執行の責任者で構成され、毎週開催しております。経営戦略会議では、予算・中期計画・組織・投融资案件等の経営上の重要事項について取締役会に先立ち審議を行い、業務執行の現場から報告される重要事項について十分な議論を交わしております。

## 4. 内部監査室

内部監査室は3名で構成され、事業部門から独立しております。事業部門の業務に対して法令等の遵守や業務の効率性などの観点から、定期的に内部監査を実施し、監査報告書を代表取締役と監査役会に報告しております。必要に応じ監査役会に出席し、監査役監査との連携を図っております。

## 5. 会計監査人

当社では会計監査人として、あずさ有限責任監査法人を選任し、金融商品取引法および会社法における法定監査を委嘱しております。2016年3月期における監査の状況は以下の通りであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名：田中 輝彦、新村 久
- ・監査業務に係る補助者の構成：公認会計士4名、その他5名

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、取締役会において取締役が相互に監督し、監査役が取締役の業務執行を適法性と妥当性の観点から監査するコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。さらに、社外取締役を選任することで経営に多様な視点を取り入れた監視機能を強化し、業界、企業法務、財務・会計等の知見を有する社外監査役を選任することでより独立した立場からの実効性ある監査体制を確保しております。また、監査役、会計監査人、内部監査室が連携することにより、それぞれの監査の有効性及び効率性の向上を図っております。当社は、上記の現体制がコーポレート・ガバナンスの実効性を確保するために最適であると判断しております。

### /// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2016年3月期においては、6月27日と第一集中日より2日早めて実施しております。
電磁的方法による議決権の行使	2005年11月期決算の株主総会より投資家の方々の利便性を向上させるべく、電磁的方法による議決権行使を導入しております。
招集通知(要約)の英文での提供	第19期提示株主総会(2016年6月27日開催)より、株主総会招集通知の英訳版(一部省略)を作成し、当社ホームページに掲載しております。
その他	招集通知、決議通知および議決権行使結果を当社ホームページに掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2015年6月よりディスクロージャー・ポリシーを作成・公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回を目処に、個人投資家向け説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算毎にアナリスト説明会を開催し、CEO・COO・CFOが説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年1回を目処に、海外投資家向け説明会に参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書または四半期報告書、決算説明会資料、株主総会の招集通知等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	戦略統括本部社長室が担当しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主、投資家、顧客などすべてのステークホルダーの視点に立った経営施策を実施することにより、企業価値の向上を図ることを「DACグループ行動指針」および「DACグループ遵守事項」において定めております。 また、「ディスクロージャー・ポリシー」において、情報開示は適時適切な方法により、正確かつ公平に行う旨を定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「DACグループ行動指針」、「DACグループ遵守事項」および「ディスクロージャー・ポリシー」において、情報開示に係る基本方針を定めております。
その他	<p>&lt;女性管理職の登用状況や登用促進に向けた取組みについて&gt;</p> <p>当社では2016年6月30日現在、5名の女性管理職を登用しており(女性管理職比率8.6%)、さらなる女性管理職登用のため環境整備を策定中です。 さらに、産休・育休関連の制度整備、職場の意識改革、女性社員の意識改革へ向けた取り組みを実行することを目的に、社内プロジェクトを立ち上げ、活動を推進しております。本取り組みは、女性の活躍推進を起点とし、「様々なライフイベントがあっても継続して働くことができ、男女関係なく成長と活躍ができる企業風土づくり」を目指しています。</p> <p>&lt;参考:当社における取締役および従業員の男女の構成(2016年6月30日現在)&gt;            取締役:男性11名(うち社外取締役2名)、女性0名(0.0%)            執行役員(取締役を兼務していない者):男性7名、女性1名(14.3%)            管理職:男性53名、女性5名(8.6%)            非管理職:男性249名、女性146名(37.0%)            ※括弧内の割合は女性比率</p>



## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え及びその整備状況 資料

1. 当社およびその子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社および当社の子会社(以下「当社グループ」という)の取締役および使用人の職務の執行が法令、定款、社内規程に適合するよう「DACグループ行動指針」および「DACグループ遵守事項」を定める。
- (2) 当社グループ自らが主体的に不正行為の早期発見と是正を図るため、社内(「コンプライアンス・ハラスメントホットライン規程」に定める通報窓口)および社外(顧問弁護士)に情報提供ができる「コンプライアンス・ハラスメントホットライン」を設置する。
- (3) 当社は、内部監査部門を設置し、当社グループにおける法令等の遵守状況を監査し、その結果を取締役会および監査役へ報告する。
- (4) 当社は、金融商品取引法の定めにもとづき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制に係る報告体制を整備し、有効かつ効率的な運用および評価を実施する。
- (5) 当社グループは、企業の社会的責任の観点から外部専門機関とも連携し、反社会的勢力・団体に対しては毅然と対応するとともに、一切の関係を持たない。
- (6) 当社の子会社においても、その規模および特性等を踏まえ、当社の規程その他の体制に準じた規程等を制定し、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を整備する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行に係る情報に関して、法令ならびに「文書管理規程」等の社内規程にもとづき保存および管理体制を構築する。取締役および監査役は、随時、これらの情報を閲覧できる。
- (2) 当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理体制の強化を図るべく、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を取得するとともに、「ISO/IEC27001」の認証基準における要求事項に適合した体制を確立し、これを整備・改善する。

3. 当社およびその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、「リスクマネジメント規程」にもとづき「リスクマネジメント委員会」を設置するとともに、当社グループのリスク管理を担当する役員を置き、当社グループの損失の危険を管理する体制を構築する。
- (2) 当社は、経営上ならびに事業上の様々なリスクに対応するため、「リスクマネジメント委員会」の分科会として「グループ内部統制分科会」、「業務品質管理分科会」、「情報セキュリティ分科会」および「事業継続分科会」を設置する。
- (3) 当社の子会社においても、その規模および特性等を踏まえ、当社の規程その他の体制に準じた規程等を制定し、損失の危険等の管理に係る体制を整備する。

4. 当社およびその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、執行役員制度を採用し、取締役会の意思決定・監督機能の強化、業務執行の効率化を図る。
- (2) 当社は、「取締役会規程」にもとづき原則月1回取締役会を開催し、法令または定款で定められた事項および経営上の重要事項を決定するとともに、当社グループの業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行う。
- (3) 当社は、取締役会で決定した方針にもとづき、効果的な職務執行が行われるよう、執行役員が出席する経営戦略会議を原則週1回開催し、当社グループの業務執行状況や事業環境の分析・将来予測、投資判断等に関する十分な議論を行う。
- (4) 当社は、「組織規程」および「職務権限規程」を制定し、組織、指揮命令関係、業務分掌等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図る。
- (5) 当社の子会社においても、その規模および特性等を踏まえ、当社の規程その他の体制に準じた規程等を制定し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループ各社に対して取締役または監査役を派遣し、その一部を兼任させる等により、当社グループの取締役等の職務執行を監督または監査するとともに、当社グループの取締役等から当社に対する報告体制を設ける。
- (2) 当社は、当社グループ各社との間で「月次グループ社長会」等の会議を定期的で開催して重要な情報を共有するほか、一定の重要な意思決定については「関係会社管理規程」にもとづき、当社への事前報告を求める。
- (3) 当社は、当社の内部監査部門による当社グループへの監査を行う。
- (4) 当社は、当社の親会社およびその子会社、関連会社との取引を行う場合には、独立当事者間取引を前提に、公正な市場価値にもとづき、適正かつ適法にこれを行う。

6. 当社の監査役を補助すべき使用人に関する事項

当社は、「監査役補助体制規程」にもとづき、監査役会事務局を設置するとともに、監査役会事務局には、監査役の業務を補助すべき使用人を必要と認められる人数配置し、監査役の業務を補助する。

7. 当社の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、「監査役補助体制規程」にもとづき、監査業務の補助を行う使用人に対して、監査役の指揮命令の下でその業務を補助させるものとし、その人事異動、人事評価および懲戒処分は、監査役の事前の同意を得たうえで行う。

8. 当社およびその子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループにおける取締役および使用人は、「監査役報告体制規程」にもとづき、当社の監査役に対して、法定の報告のみならず、当社グループの業績等、当社グループの業務状況について、定期的または当社の監査役からの要請に応じて報告を行う。
- (2) 当社グループにおいて、法令・定款・重大な社内規程に対する違反や著しい損害を与え、またはそのおそれがある事実を知った場合は、当社グループの取締役または使用人は、当社の監査役に報告する。
- (3) 当社は、取締役会および重要な会議体へ監査役の出席を求め、監査役がこれらの会議体において、随意、報告を求めることができる体制を確保する。
- (4) 当社は、内部監査部門が実施した監査結果を定期的に当社の監査役に報告する。
- (5) 当社は、「コンプライアンス・ハラスメントホットライン」を通じて、当社グループにおける取締役および使用人が当社の監査役に直接通報できる体制を整備する。

9. 当社の監査役に報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役に対して報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する規程等を定め、適正に対応する。

10. 当社の監査役を補助する費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

11. その他当社の監査役を補助する費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項



- (1)監査役は、取締役会等の重要な会議体に出席し、必要がある場合には意見を述べ、報告を受けるとともに、稟議書等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができる。
- (2)監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査部門、各事業部門、当社グループの取締役および監査役等との情報交換に努め、連携を保ちながら監査の実効性を確保する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

企業が反社会的勢力に利用された場合の悪影響は甚大であるため、反社会的勢力を利用するような行動をしないことは、企業の当然の義務であると当社では認識しております。

取締役会で決議した「内部統制システム整備の基本方針」に基づき制定した「DACグループ行動指針」では、この考えを明文化し、「社会的規範への適合」の項において、「反社会勢力とは一切関係を持たず、断固としてその要求には応じません。また、反社会的勢力からの要求に対峙する役員および社員を孤立させることなく、常に会社の問題として対応します。」と宣言しております。

また、取引先である広告代理店や媒体社と新たに締結する広告取引基本契約には、相互に反社会的勢力と取引がないことを確認するとともに、万が一そのような取引があることが判明した場合には、契約を解除できる旨の条項を入れております。

## √その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

#### 適時開示体制の概要

当社グループでは、次のような会社情報の適時開示体制を整備しております。

#### (基本方針)

「ディスクロージャー・ポリシー」において、基本方針として以下を定め、適時開示を適切に実施するための姿勢を明確にしております。  
『当社は、あらゆるステークホルダーから正当な評価と信頼を得るため、また会社経営の透明性を確保するために、迅速性・正確性・公平性を基本姿勢とし、情報提供を行っています。東京証券取引所の定める適時開示規則に沿った情報提供を行うと共に、適時開示規則に該当しない情報についても、当社を理解していただくために有効と思われるものは、積極的かつ公平に開示するよう努めます。』

#### (開示体制)

経営陣の指示監督のもと、戦略統括本部社長室(以下、「社長室」という。)を適時開示情報提出に関する責任窓口としております。決算情報等については、社長室が経営管理本部経理部および同本部グループ経理財務部と連携して、必要な情報の収集・確認や開示のタイミングの調整を行っております。また、重要事実および発生事実等については、社長室が各関連部署および連結子会社等と連携して、認知された事実・情報が適時開示事項に該当するか否か等の判断を行い、適切な開示内容・方法・時間等を選択し、開示を決定しております。情報の取り扱いについて「DACグループ行動指針」、「DACグループ遵守事項」に定め、社員全員が常に参照するよう指導しており、またインサイダー取引規制についての研修を行うなどの教育に努めております。適時開示を要する事象およびその可能性がある事象が発生した場合は、事前に社長室へ報告・相談することを、各部署責任者に周知しております。なお、開示前の情報の取り扱いについては、情報へのアクセス制限をかけるなど適切に行っております。

